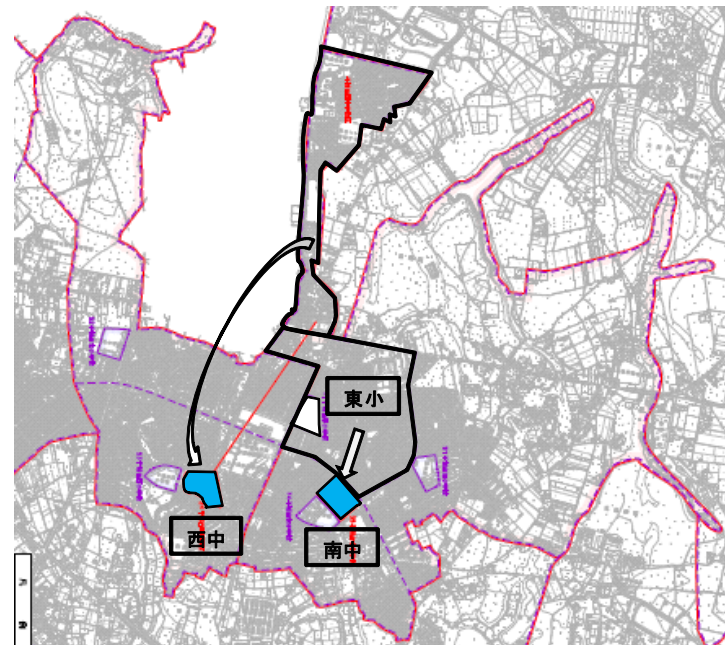


小学校統合(シミュレーションAを想定)に係る中学校の通学区について

〈御成台地区の通学区の経緯〉

平成元年10月26日の教育委員会会議で御成台地区の通学区を決定しました。

- 御成台地区の開発が開始された当時、千城台南中学校(980名 24学級)が大規模校化していたこと、千城台西中学校(516名 13学級)が小規模校化していたこと等を考慮し、御成台地区は本来は南中区ながら、西中区として決定しました。



〈現行学区における両中学校の推計〉

○数字は学級数、()は生徒数
25年は実数、それ以外は推計

学校名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
千城台西中学校	生徒数	340	349	345	313	291	278	280
	学級数合計	10	11	10	9	9	9	9
	3年生	③(107)	③(103)	④(132)	③(114)	③(99)	③(100)	③(92)
	2年生	③(102)	④(132)	③(114)	③(99)	③(100)	③(92)	③(86)
	1年生	④(131)	④(114)	③(99)	③(100)	③(92)	③(86)	③(102)
千城台南中学校	生徒数	372	326	314	304	282	283	277
	学級数合計	10	10	9	9	9	9	9
	3年生	④(153)	③(108)	③(111)	③(107)	③(96)	③(101)	③(85)
	2年生	③(108)	③(111)	③(107)	③(96)	③(101)	③(85)	③(97)
	1年生	③(111)	④(107)	③(96)	③(101)	③(85)	③(97)	③(95)

〈御成台地区におけるねじれの解消方法1〉 中学校を統合する。

- 平成27年4月に西中と南中が統合した場合の推計

学校名	年度	H27	H28	H29	H30	H31
統合中学校	生徒数	659	617	573	561	557
	学級数合計	19	18	18	17	16
	3年生	⑦(243)	⑥(221)	⑥(195)	⑥(201)	⑤(177)
	2年生	⑥(221)	⑥(195)	⑥(201)	⑤(177)	⑤(183)
	1年生	⑥(195)	⑥(201)	⑥(177)	⑥(183)	⑥(197)

〈解消方法2 御成台地区を南中学区に学区変更する。〉

- 平成27年4月に学区変更した場合の推計

学校名	年度	H27	H28	H29	H30	H31
千城台西中学校	生徒数	324	276	238	225	219
	学級数合計	10	9	9	7	7
	3年生	④(131)	③(114)	③(79)	③(83)	②(76)
	2年生	③(114)	③(79)	③(83)	②(76)	②(66)
	1年生	③(79)	③(83)	③(76)	②(66)	③(77)
千城台南中学校	生徒数	334	341	335	336	338
	学級数合計	10	11	10	11	11
	3年生	③(111)	③(107)	③(116)	④(118)	③(101)
	2年生	③(107)	④(116)	④(118)	③(101)	④(117)
	1年生	④(116)	④(118)	③(101)	④(117)	④(120)

※ 「御成台地区は入学時に西中、南中を選択できるようにする」ことについて

- 千葉県は「地域の子どもの地域で育てる」という方針のもと、学区制をとっているため、学区を自由に選択できるようにはできません。
- 御成台1～3丁目を現行(西中区)のまま、南中への学区外通学承認地域にすることも、根本的に「ねじれ解消」の策にはつながらないため認められません。ただし、「ねじれ解消」のため、学区変更(西中区→南中区に変更)については、地域住民(自治会)の総意による申し出があれば、教育委員会として検討していくことが可能です。

また、各ご家庭の個別な事情により申請いただき、その事由が学区外通学承認事由に該当するときには、個別審査のうえで、学区外通学を認める場合もあります。(その際には、個別にご申請ください。) ただし、「通学区のねじれ」は学区外通学承認事由には該当しません。

※ 「学区変更の手続き」について

通学区の変更には、まず当該自治会の中で、変更になる学校の所属団体との関わり合いも含め、地域コミュニティとの整合性を考慮し十分協議していただき、自治会の総意として合意していただく必要があります。そして、統合に伴う通学区の変更では、地元代表協議会で通学区の指定を含めて協議し、合意された場合、「統合の要望書」に学区変更についても盛り込み、教育長に提出していただきます。その後の手続きとしては、次のとおりとなります。

- 「統合の要望書」を受けて、市として統合が決定された場合、学事課において現地調査等を行う。
- 千葉市立小学校及び中学校通学区調整検討委員会において、協議、検討を行う。
- 教育委員会会議において、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の改正を行う。